

表4 業務体制変更に係る報告書類一覧【体制変更時】

【体制の変更】

住宅宿泊事業法第23条第2項で定める書類のうち、登録時から業務体制に変更があったときは、以下の該当する書類について速やかに報告ください。

報告書類	変更報告事項 管理受託契約の締結に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための必要な体制		住宅宿泊管理業務を適切に実施するための必要な体制			システム申請の可否(※1)	備考
	事業者の免許又は経歴等	従業員等の資格又は経歴等	苦情等対応の人員体制	使用する機器	再委託先の人員体制		
必要な体制に係る変更報告書面(表紙)	○	○	○	○	○	×	
事業経歴書 宅地建物取引業の免許証の写し(※3) マンション管理業の登録の通知書の写し(※3) 賃貸住宅管理業の登録の通知書の写し(※3)	○ ※2					×	
実務経験職務経歴書 宅地建物取引士証の写し(※3) 管理業務主任者証の写し(※3) 登録証明事業の証明書の写し(※3)		○ ※2				×	
従業員が雇用されていることを証する書類		○				×	・雇用契約書の写し、健康保険証の写し等
苦情等対応における人員体制図(※4)			○			×	・苦情等対応の人員体制を変更する場合に提出
使用する機器の詳細を記載した書面(※5)				○		×	・使用する機器を変更・追加する場合に提出
再委託先に求める人員体制の要件を記載した書面(※6)					○	×	・再委託先の人員体制を変更・追加する場合に提出

- ※1 民泊制度運営システムでの申請はできませんので、別途郵送等により報告いただきますようお願いいたします。
- ※2 報告書類のうち、変更後における必要な体制を満たすためのいずれかの書類を提出する必要があります。
- ※3 免許・資格等を更新した場合の変更である場合には、報告する必要はありません。
- ※4 苦情対応等を行う緊急連絡先が変更する度に報告してください。
- ※5 使用するICT機器が変更する度に報告してください。
- ※6 再委託先が変更する度に報告してください。

(注1)報告する部数は、正本1部。

(注2)変更内容を確認するために、その他書類を必要に応じて求める場合があります。

必要な体制に係る変更報告書面(表紙)

必要な体制が整備されていることを証する書類について、登録時から業務体制に変更があったので報告します。

令和〇〇年 〇月 〇日

近畿地方整備局長 殿

報告者 商号又は名称 **震ヶ関不動産株式会社**
登録番号 **国土交通大臣(01)第F12345号**
氏名 **代表取締役 震ヶ関 太郎**
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電話番号 **03-5253-8111**
ファクシミリ番号 **03-5253-1557**

体制の変更があった事を証する書類の太枠内に○を付けてください。

(1)管理受託契約の締結に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための必要な体制	事業者の免許等で証明する場合	事業経歴書	
		宅地建物取引業の免許証の写し	
		マンション管理業の登録の通知書の写し	
		賃貸住宅管理業の登録の通知書の写し	
	従業員等の資格等で証明する場合(※1)	職務経歴書	○
		宅地建物取引士証の写し	
		管理業務主任者証の写し	
		登録証明事業の証明書の写し	
(2)住宅宿泊管理業務を適切に実施するための必要な体制	苦情等対応における人員体制図		○
		使用する機器の詳細を記載した書面	
		再委託先に求める人員体制の要件を記載した書面	

※1 従業員が雇用されていることを証する書類も提出すること。